

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 4 号
件 名	国保の高額療養費の支給申請を簡素化するよう求めることについて
要 旨	<p>これまでに、厚生労働省から国民健康保険の高額療養費の支給申請手続の簡素化についての改正省令が、2回発出されています。各自治体では既に簡素化が実施されており、一度の申請で毎月の申請が不要となっています。</p> <p>新潟市はいまだに実施していないばかりか、取組も開始されていません。実施されれば、申請者の負担軽減や市側の窓口業務の時間縮減に有効です。現状では、申請手続に行くと、窓口と呼ばれるまで、長いときで2時間待ちです。市はシステムの改修が必要として、令和10年頃を予定していますが、具体的な取組はしていません。国はシステムを改修しての簡素化を求めておらず、システム改修とは別に簡素化の方策を模索し、早急に実施すべきです。申請者の多くは高齢者です。市民に寄り添った制度の構築に努めてもらいたい。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 速やかに、厚生労働省の発出文書に基づいて、運用すること。</li> <li>2 申請を簡素化すること。</li> <li>3 申請者の負担を軽減すること。</li> </ol>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 令和6年2月21日 } 市民厚生常任委員会 第3項 }</p>
受 理	令和6年2月9日 第718号